

選 挙

	説 明
1	選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。(会規 26)
2	<p>投票は、単記無記名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者 1 人の氏名を自書すること。(自治法 118①、公選法 46①) ○ 同姓又は同名の候補者がいるとき、姓又は名のみでは何人に投票したか確認しがたく、無効となるので姓名まで記載すること。 ※ あん分(公選法 68 の 2) の適用はない。(自治法 118①) ○ 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。 (自治法 118①、公選法 46④) ○ 職業、身分、住所又は敬称の類以外の他事記載は無効となる。 (自治法 118①、公選法 68①6 号) ○ 代理投票は可能である。(自治法 118①、公選法 48)
3	投票の記載は、議席で行う。(先例 66)
4	議席順に行う点呼に応じて、演壇に置く投票箱に順次投票する。 (会規 29、先例 67)
5	議長は最後に投票する。(先例 67)
6	<p>開票立会人は、議会運営委員又は議会運営準備委員をもって充てる。ただし、1 会派 1 人とする。(会規 31、先例 68)</p> <p>議会運営委員又は議会運営準備委員が複数の会派は、そのうちから 1 人を届け出ること。</p>
7	<p>法定得票数を得た者のうち、最多数を得た者をもって当選人とする。 (自治法 118①、公選法 95①3 号)</p> <p>※ 法定得票数とは、選挙すべき者の数をもって有効得票総数を除して得た数の 1 / 4 以上の得票をいう。</p> <p>最多得票者が複数のときは、くじをひいて決定する。その際、くじをひく順序を(年長順に)くじをひいて決める。立会人が立ち会う。 (自治法 118①、公選法 95②、会規 31①)</p>
8	<p>投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。(会規 31③)</p> <p>投票の効力に関し異議があるときは、議会が決定する。(自治法 118①)</p>